

資料8 土地改革の現効法令政令集

農地改革の現効法令政令集

目 次

法令852号 農村福祉院を創設する法令

第1章		
第1節	農村福祉院の創設、目的、所在地	209
第2章	機 構	
第1節	審議会	209
第2節	審議会の権限	210
第3節	総裁の権限と義務	211
第3章		
第1節	資産並びに資金源	211
第2節	免税並びに免除	212
第4章	農地登記所	212
第5章	総 則	213

法令854条 農地法の制定

第1章	総 則	
第1節	土地の社会及び経済機能	215
第2節	大未耕地	215
第3節	零細農地	215
第2章		
単一節	農地法の受益者	216
第3章		
単一節	農村福祉に当てられる土地	217
第4章		
単一節	国立公園	217
第5章		
単一節	農村福祉院並びに軍	217
第6章		
単一節	農村住宅	217
第7章	技術、経済及び社会援助	
第1節	直接援助並びに間接援助	218
第2節	農業融資	218
第8章		
単一節	農村生産物の国内市場機構	218
第9章		
単一節	入植地	219
第10章	公営入植地	
第1節	基礎条件	219
第2節	農業－畜産型入植地	219
第3節	農業－林業型入植地	220
第4節	牧畜型入植地	220
第5節	小農園	220
第6節	測量と細区分	220

第 1 1 章	公営入植地における区画入札制度	
第 1 節	土地所有者の権利	221
第 2 節	土地の受益者の義務	222
第 3 節	必要条件	222
第 4 節	優先権	223
第 5 節	支払と地券	224
第 6 節	無償取得	225
第 7 節	市街地敷地の分譲	225
第 1 2 章		
単一節	農地法の非受益者への、入植地以外の土地及び 大区画地の分譲	225
第 1 3 章	私営入植地	
第 1 節	入植地の創設の主導性	226
第 2 節	入植地として可能な土地	227
第 3 節	入植者の保護の基準	227
第 4 節	制裁	228
第 1 4 章		
単一節	公私営入植地の責任者	228
第 1 5 章		
単一節	賃貸借、小作並びに会社業務	229
第 1 6 章		
単一節	農村不動産の制度	230
第 1 7 章		
単一節	土地収用	231
第 1 8 章		
単一節	国有地の剰余分の回復	233
第 1 9 章		
単一節	相続制度	234
法令 6 2 2 号	事実上の入植地及び住宅分譲地に関する法令	237
法令 6 6 2 号	大所有地の比例分割に関する法令	240
法令 4 1 8 号	農地改革の資金調達のために付加資源の創設に関する	242
政令 1. 7 4 6 号		
	農地法第 6 2 条に従い農村共有地の開設及び使用の規定	245
法令 9 0 4 / 8 1 号	インディオ共同体の規定	
第 1 篇	インディオ共同体	
第 1 章	総則	248
第 2 章	インディオ共同体の定着	249
第 2 篇	インディオオーパラグアイ協会の創設とその権能	
第 1 章	インディオオーパラグアイ協会	251
第 2 章	I N D I の統治及び管理	252
第 3 篇	資源の請負契約、取得及び譲渡並びに査察と税金の免除	
第 1 章	事業及び業務の請負契約制度、並びに取得及び譲渡制度	255

第2章 資源	256
第3章 査察並びに税金の免除	256
第4篇	
第1章 総則並びに付則	258
パラグアイ共和国憲法の農地改革に該当する承認条項、 政権議会にて、1992年6月20日施行	260
第2節 農地改革	
第114条 農地改革の目的	260
第115条 農地改革並びに農村発展の基礎	260
第116条 不生産の大規模所有地	260

(翻訳文)

法令 852 号
農村福祉院を創設する法令

第 1 章

第 1 節 農村福祉院の創設、目的、所在地

- 第 1 条 独立採算で、この法令並びに関連ある政令の裁量にて運営される有効な法人格の農村福祉院（I. B. R.）を創設せよ。その資産は国の資産とは法的に分離される。この法令にて「院」と使用しているところは、農村福祉院をなぞすと理解する。
- 第 2 条 農村福祉院は、国の農村構造を改革する目的を持ち、土地の所有や開発を公正な方法にて交換しながら、大農地及び零細農地を前進的に消去させうる合法的な解決策によって、農村住民の国家の経済的及び社会的な発展への執行団体である。この解決策は土地の公平な配分し、融資、生産及び流通の適切な組織に、経済安定と自由と尊厳を保証及び社会福祉の基礎を獲得するため農村生産に完全な形で参加ことで達成される。
- 第 3 条 農村福祉院の基本的所在地は首都にあり、その管轄区域は共和国全体で、国内の全ての地域の経済及び社会の進展に従いその活動を達成するために地方事務所または出張所を設けることができる。
- 第 4 条 農村福祉院は農牧省の監督下に置かれる。

第 2 章 機 構

第 1 節 審議会

- 第 5 条 農村福祉院は総裁を含め 6 名の 25 歳以上のパラグアイ国籍者で構成する審議会により統率され管理される。
- 第 6 条 総裁また審議会構成員に、大未耕地の地主また代理人、大未耕地を所有する団体または企業的首脳部構成員、顧問、審議員また従業員等は就任することはできない。行政の役職にある者もまた就任することはできない。
- 第 7 条 総裁並びに審議会構成員は行政府により任命される。その任期は 5 年間で、再任することができる。欠員による任命の場合はその残任期となる。

第8条 (翻訳者注：欠落)

第9条 農牧省は臨時審議会を召集することができる。

第2節 審議会の権限

第10条 農村福祉院審議会は次に掲げる権限と義務を持つ。

- a) 農村福祉院を管理する。
- b) 農村福祉院の有効法令の規定に従い資産、不動産及び備品の販売を委任する。
- c) 寄付並びに遺贈の受諾。
- d) 農地法による受益者への融資補助のために必要とする銀行取引を行う。
- e) 農地行政実施を目的とする資産取得を委任する。
- f) 行政府に対して目的達成のために必要とする土地の収用を賠償計画を添えて申請する。
- g) 国内外の融資に訴え、公私の類似または補足の目的の機関と融資を具体化し、行政府が定める制度に従って公債及び抵当証書の発行。
- h) 農村福祉院の年間予算を立案し、行政府に承認を委ねる。
- i) 院の目的達成のための計画書を作製する。特に開拓入植地の計画はこの目的のための特別な基金で負担される。
- j) 農民の定住並びに入植地創設のためにもつ農村福祉院の土地の分割を行い、入植地を開設する。
- k) 私有地の分割を許可して入植地を開設することを許可する。
- l) 国営入植地の運営管理者を任命し、私営入植地の運営管理を統制する。
- l 1) 法令並びに土地制度、土地分割及び入植地の関する規定を犯した者へ農地法に定めるところに従い懲罰並びに罰金を負わせる。
- m) 農牧省の専門機関に準拠して農村協同組合を全ての方法にて促進する。
- n) 文部省の教育計画に従って入植地並びに農村中核に小学校の創設を促進する。
- ñ) 行政府の政令に従い入植地内の加工場の創設計画の承認とそのための融資に同意する。
- o) 同国人の帰国を促進する。
- p) 国家経済及び社会の必要性に従い住民の再居住を促進する。
- q) 現行法令に従って入国移民を促進し、並びにその統制及び選択を行う。
- r) 私営入植地の監督し、その保護及び奨励に必要な方法を承認する。
- s) 農地法、既占拠地の入植地化及び住宅地化に関する1960年8月19日付の法令622号並びに大所有地の比例分割の関する1960年8月27日付の法令第662号その他の法令に定められたところを遂行する。
- t) 内部規定の発令。
- u) 総裁の提案によって院の官吏の任命。
- v) その目的の達成並びに権限を強固にするため院が必要とする支局を創設する。
- w) 農地法の受益者の技術、経済及び社会援助のため適切な計画を承認する。
- x) パラグアイ住宅院に従って農民住居の建設並びに改善を促進する。
- y) 農業機械化利用業務を組織する。

- z) 農地法の受益者の一部または関心をもつ農村不動産の入札、占有、取得または所有権に関連する紛争の調停的な解決を促進する。

第3節 総裁の権限と義務

第11条 農村福祉院の総裁は、管理の長であり、その権限と義務は次に掲げるものである。

- a) 農村福祉院を法的に代表する。この代表権は裁判の場合には院の公式顧問弁護士に委任できる。
- b) 審議会会議を主宰する。
- c) 院の目的達成に関連する問題を審議会へ検討及び議決に提出する。
- d) 審議会にてその移譲を委任された所有地の地券を与える。
- e) この法令に則り該当する問題を審議会の判断に委ねる。
- f) この法令に定めるところ並びに審議会の決議を遂行する。
- g) 院の官吏の任命を審議会に提案する。
- h) 院の年間活動報告書を農牧省に提出する。
- i) 臨時審議会の召集。

第12条 総裁が出席しない場合は、審議会会議は多数決にて選ばれた審議員が主宰する。

もし総裁が欠席を1ヵ月まで延長せねばならない場合は、前述の方法にて任命された審議員が審議会の議長を代行する。

欠席が1ヵ月を超すような場合は、行政府は審議会構成員の中で総裁代行を任命する。

第3章

第1節 資産並びに資金源

第13条 農村福祉院の資産は次により構成する。

- a) 国の私有農村不動産。
- b) 院が目的の遂行のために取得した農村不動産、市街地不動産及びその他の資産。
- c) 国有及び私有の森林、石灰岩採石場並びに所有する石の開発の権利で生じるもの。
- d) 院の土地の売却及び賃貸の代金。
- e) 院の土地の放牧料及びその他の生産物にて生じるもの。
- f) 国家一般予算内で毎年決められる金額。
- g) 税金、公債、証券及びその他の院の資産に関連する資源で生じるもの。
- h) 院によって、この法令にて規定される機能の遂行に充てるため獲得した内外融資で生じるもの。
- i) 寄付及び遺贈されたもの。

- k) 業務の提供並びに実施された商業及び銀行取引に由来する収入。
- l) その他、目的達成のために院に移譲された国の所有するあらゆる財産。

第14条 農村福祉院は農地改革院の資産の権利すべてを代位する。

第15条 農村福祉院に振り向けられた資産並びに資金源はこの法令に示された以外の目的の達成に使うことはできない。

第2節 免税並びに免除

第16条 農村福祉院は次に掲げる免税並びに免除を享受する。

- a) 国内の郵便並びに電報料金の免除。
- b) 全ての国税並びに市税の免除。
- c) 通関税並びにそれに付加する税の免除。
- d) 為替追徴税、販売税及びその他あらゆる国税または市税の免除。

c) d) 項に記述された免税並びに免除は機械、車輛、器材、種子、肥料、殺虫剤、その他、院の目的達成に直接使途される製品に限定される。

第17条 農村福祉院の融資は、罰金に由来するものも含めて、国庫融資の固有の特典をもつ裁定の処理により適切な遂行をする。その擁護は民事商事訴訟法に定められたところによる。この融資の裁判による取り立てのためには、院によって発行される強制執行の証拠品で十分である。

第18条 前条に記述する融資は10年間と規定される。

第19条 院の資産を構成する財産は、絶対的に差押さえの対象にならないものである。しかしながら、土地収用及び購入の予算としたところの基金は遂行することができる。如何なる場合においても、その10%以上の額を差押さえ及び執行することはできない。

第4章 農地登記所

第20条 農村福祉院は、公で次に掲げる事項を登記される農地登記所を置く。

- a) この法令に裁量に従って発行された国有または私有であった所有地の終局的な証書。同様に変更または失効。
- b) 国有分割地の支払完了期日。
- c) この法令に従って渡された借地契約証書並びに不動産抵当借入金証書。
- d) 公有地と宣言された私有地の証書並びに隣接の入植地計画の影響で農村福祉院審議会により収容された私有地の証書。

e) 入植地とされる私有地の証書。

f) この法令の適用で偶発的にいろんな形で影響する所有権の証書及び書類。

第21条 農地登記所への登記は、不動産の所有権の譲渡、または使用及び享受の許可、あるいは抵当権の設定についての証書または書類で、同じ不動産及び権利に関係ある後日の他のものは登記することはできない。

第22条 農地法の受益者により譲渡された土地の制度と関連ある証書または契約書は、登記所に登記された期日より、第三者への効力をもつ。

第23条 農地登記所への地券、証書、契約書の登記は、不動産中央登記所への義務づけられた登記をすことにて、それを免除されるものではない。これは、当事者が農地登記所へ前以て証拠を提出しなくても、農地法に関係ある不動産に関する権利のいくつかの登記には影響しない。

第24条 農地登記所への登記及びそれに基づき発行された証明書は、確かな日付と認証があるときは、公正証書として認められる。

第25条 公証人及び代書人は、農地法の制度で裁判に委ねた不動産に関する証書、証明書、権利譲渡証明書、または抵当権設定証明書を当事者が申請したとは言え、農地登記所が発行した、使用及び享受が自由の観点から不動産の現状に間違いがないことの証明書の前以ての提出なしには与えることはできない。

第26条 法律に準拠して無効となった証書または契約書は、登記することによって有効とはならない。

第27条 農地登記所の登記事項の変更及び修正は、農村福祉院審議会の決議によってのみ行うことができる。

第28条 この節の規定によって特別に法律を制定されていない事は全て、不動産中央登記所の執務に関連する法廷組織法に定めるところの補償の形式にて適用される。

第5章 総 則

第29条 農地法の遂行と執行のため要求される協力を行う公務員が、虚偽の資料または報告を出したときは、民法または刑法にて適用される懲罰を妨げる事なく、2ヶ月間までの無給与で停職処分を受ける。再犯の場合は免職処分にされる。

懲罰は、農村福祉院総裁の申請で、予備審理の調査をして後、所属の長によって適用さ

れる。

第30条 農村福祉院の官憲の決議は、通達されてより週日5日間の期限内に審議会に階級的に訴えられるものである。審議会の決議の場合は、決議の通達を受領してより同様に5日間以内に、会計検査院へ訴願書によって控訴できるものである。

第31条 行政府はこの法令を制定する。

第32条 この法令に定めるところに反する全ての法令を廃止せよ。

第33条 行政府に通達せよ。

1963年3月22日、代議員議会の会議室において認める。

J. エウヘニオ エスチガリィビア
代議員議会議長

ペドロ ガウト サムディオ
書記

1963年3月22日アスンシオンにて

共和国の法律とし、公報し、そして官簿に記載せよ。

アルフレッド ストロエスネル
エセキエル ゴンサレス アルシナ

(翻訳文)

法令 854 号

農地法の制定

第 1 章 総則

第 1 節 土地の社会及び経済機能

第 1 条 この法令は、農村福祉並びに国家経済の発展に協力してその社会経済機能にて達成させる農村私有地を奨励し保証する。その適用は農村福祉院の責任である。

第 2 条 この法令の目的である農村福祉は、土地配分の的確な方法、技術及び社会援助、適切な融資機構、生産の、並びに経済の安定、自由と尊厳の保証及び社会福祉を基礎にの獲得する農村生産者に許可する形式の配置において、国の経済社会発展へ農村住民が実行参加によって得られる、国の農地構造の変革に基礎を置く。

第 3 条 農村不動産私有権は、次の基本的な要求を満たした時にその社会経済機能によって達成される。

a) 土地の効率的な開発並びに合理的な利用。

b) 保存についての処理の順守並びに更新可能な天然資源の回復。

第 2 節 大未耕地

第 4 条 この法令の目的で大未耕地と考えられるのは、東部地区に在る 10,000 ヘクタール以上または西部地区の 20,000 ヘクタール以上の効率的な開発をされていない全ての所有地とする。

第 5 条 大未耕地は、その階級が不動産税法に定められた累進課税の方式の対象とされる。

第 6 条 個人または法人が所有者となれる土地の最大面積は、その社会的及び経済的評価ため要求される条件に、その面積並びに人口密度に留意して県毎の特別法にて制限される。憲法第 21 条による規則に従って、その同じ法令に、結果生じる超過分を処理する方式が定められる。

第 7 条 適切な官憲によって森林保存地に当てられた土地は、いかなる面積であっても大未耕地とはみなされない。

第 3 節 零細農地

第 8 条 農村所有地は、人口密度、面積当たりの生産性並びに集約的開発の可能性に留意して農

村福祉院にて県毎に定められた最低の面積を持つものとする。

第9条 前条に関連するところの土地は共有の目的とすることはできない。相続する場合には、この法令の第19条の規定によって行われる。

第10条 農業用分譲地は、農村福祉院が決めた基準に従って準市街地で2ヘクタール以下、それ以外では7ヘクタール以下とすることはできない。

第11条 効率的な開発をすることができない配置または特性によって前条に定めた最低面積以下の土地は、所有者間または訴願者間の任意な意見の合意を契めながら農村福祉院にて大きい面積の分譲地と統合することができる。もし必要なら収用する。

第12条 農村福祉院は、収用した零細農地を統合するか、該当農民の間に入札にて、零細農地または収用した土地を分譲する。収用にて土地を持たなくなった零細農地の所有者は、今後開設される入植地の分譲地の取得に優先権を持つ。

第13条 統合した分譲地を測量する場合、その業務は農村福祉院によって受益者の経費で実行を委託される。

第2章 農地法の受益者

第14条 この法令の受益者は次に掲げる者とする。

- a) パラグアイ人または外国人であっても、農牧業に常時従事するまたは農牧業に従事することを正式に申し込む18歳以上の男女。
- b) 農村協同組合。
- c) 学位のある農業技師または獣医。
- d) この法令の第5章で認めるもの。

第15条 次に掲げる者は、この法令の受益者となることはできない。

- a) この法令の第75条d)項、並びに第76条c)項で容認する最高面積を超す農村の土地所有者。
- b) 入植地に定住しない商人。
- c) 入植地に定住しない工業者。農業、牧畜業または林業開発の生産物を加工する者は除く。
- d) この法令の75及び76条に規定する年齢を超過した者。
- e) 株式会社並びにその他無人格の団体。

第16条 国にまだ存在するインディオの部族の生存者の中核は、居留地の組織のため農村福祉院により援護される。定着のために必要な土地及び国家機関並びに関係ある民間団体の可能性ある方法での協力、国の経済的社会的発展にその中核の前進的団結の奨励に影響

する目的にて援護される。

第3章 農村福祉に充てられる土地

- 第17条 次に掲げるものは、この法令の目的に充てられる。
- a) 農村福祉院の資産を構成する農村不動産。
 - b) 入植地開設のために農村福祉院により取得された私有地。
 - c) 民営の入植地に向けられる私有地。
 - d) 入植地に近接しており、民衆が拡張と発展のために必要とし、農村福祉院によって取得された私有地

第4章 国立公園

- 第18条 農村福祉院は、地理学的、歴史的または観光的財産として、もしくは野生動植物の保存のために必要な土地を適切な機関に従って国立公園のために充てる。この土地は委譲することはできず、ただ、科学的、文化的及び観光的目的のためにのみ開発することができる。

第5章 農村福祉院並びに軍

- 第19条 農村からの国軍の徴集兵は、状況が許す時には、農牧畜技術を習得する集中講座を受ける。
- 第20条 前条に関連する習得講座を完了した兵役義務の除隊兵は、この法令の裁量に従って、農村福祉院が与える最長の支払い期間の農業分譲地の権利を有する。
- 第21条 国防省は、この章に規定の遂行するため必要な処置並びに農村福祉の目的のため軍の協力について、農村福祉院と協調する。

第6章 農村住宅

- 第22条 農村福祉院は、公営及び私営入植地にて要求する設備的及び衛生的に適切な状態にする目的で農村住宅の改善を奨励する。

この形態の発展の政策は、パラグアイ住宅公団と協調される。

- 第23条 農村住宅の建設計画にては、農村福祉院は財源が乏しく並びに家族負担の大きい者に優先権を与え、その地域の資材並びに受益者自身の労働力を優先的に利用する。

第7章 技術、経済及び社会援助

第1節 直接援助並びに間接援助

第24条 この法令の受益者への農村福祉院の技術、経済及び社会的直接援助は、財政上の可能性並び組織法の基準に従って決めるところに、事例、場所及び重要性で分与する。

第25条 農村福祉院の間接的援助の場合は、農村福祉院は、関連ある国家の機関の協力を申請することが出来る

第26条 技術、経済及び社会援助の性質と範囲は、農村福祉院が公布する規則にて定められる。

第2節 農業融資

第27条 この法令に関係する農業融資は、同法令の受益農民への業務である。

第28条 融資の許可と実施は、開発投資融資の原則と基準によって行われる。

第29条 農業融資業務は、この法令の受益者に個人的にまたは所属する協同組合組織に渡される。

第30条 融資は次の内容とする。

a) 定着融資。

b) 開発投資融資。

第31条 定着融資は、農業分譲地に居を構えてより最初の収穫までの農業者家族の緊急かつ延期できない生活物資の経費を含められる。

第32条 開発投資融資は、既に定着した農業者の生産物の増加に当てられるものである。

第8章 農村生産物の国内市場機構

第33条 農村福祉院は、必要な場合にその責任にて行うことの出来る、この法令の受益者の農業生産物の貯蔵、保存、輸送及び商品化を容易にする業務を奨励し統制する。

第34条 農村福祉院は、農牧省の案に従って、各入植地の中核に適合できる農業の収支の計画することできる。

第35条 農村福祉院は、入植者の生産物を委託販売にて、または借金の償還分割分の支払いに充てるために受けることが出来る。

第36条 農村福祉院は、農業生産物の適正な価格及び分類の適切な政策を進展させる。

第37条 農村福祉院は、設置する最も都合のよい場所を示しながら、この法令の受益者の農業生産物を貯蔵し保存する倉庫並びにサイロの建設を刺激し、奨励しそして提供する。

第9章 入植地

第38条 入植地は、農村住民のより良い居住分布およびより大きな経済社会福祉、同様に農牧生産物の増収と改良を達成するために耕していない土地を合理的な開発地に変換させ、国の地方部に人を居住させる目的をもつ。

第39条 入植地政策は農村福祉院の責任である。

第40条 農村福祉院は、この法令の規定に従って入植地の独自の計画を実行し、民営入植地を許可することができる。

第41条 入植地は次に掲げる類型とすることができる。

- a) 農業－畜産農場型。
- b) 農業－林業型。
- c) 牧畜型。

第42条 農村福祉院は、その他に、準市街地に小農園の形成を促進する。

第10章 公営入植地

第1節 基礎条件

第43条 農村福祉院は、その資産である土地を入植地に直接開設する責任をもつ。それぞれの場合に、入植地とする区画の所有権並びに入植地にする目的ための土地の適合性を有効な方法で設定した後で、農村福祉院は分譲地の区画造成を行う。その面積と形態は、開設する入植地の類型や性質および地形によってきめる。

第2節 農業－畜産農場型入植地

第44条 農村福祉院は、農業－畜産農場型入植地の形成を優先的に促進する。

第45条 農業－畜産農場型入植地の土地は、次に掲げることに利用される20ヘクタール以上の区画に分割される。

- a) 一般的耕作。
- b) 酪農。
- c) 養豚。

- d) 養蜂。
- e) 養鶏。
- f) 農牧生産物の零細加工業。

第3節 農業－林業型入植地

第46条 農村福祉院は、農業－林業型入植地の形成もまた促進する。

第47条 農業－林業型入植地に充てられる土地は50ヘクタール以上の区画地に分割され、次に掲げる目的に利用される。

- a) 農業耕作。
- b) 畜産農場の開発。
- c) 植林による森林の集約的開発または人造森林の形成。

第4節 牧畜型入植地

第48条 農村福祉院は、牛の育成または肥育のために適切な地方に牧畜型入植地の形成を奨励する。

第49条 牧畜型入植地は人工牧野の造成並びに牛の改良によって分譲地の集約的開発を奨励する。

第50条 牧畜型入植地に充てられる土地は、西部地方では1500から8000ヘクタールの区画に、東部地区では300から1000ヘクタールの区画に分割される。

第5節 小農園

第51条 農村福祉院は、市街地居住者への供給と発展に貢献する目的で集約的開発をする小農園の形成のため、効率的に開発されていない準市街地の土地に影響を与えることができる。

第52条 小農園の形成のために影響されと考えられる区画内の準市街地域の位置と面積は、それぞれの市役所に準拠して農村福祉院によって定められる。

第53条 準市街地小農園の形成に充てる土地は、2ヘクタール以上及び0,5ヘクタール以下の区画の細区分することはできない。市共有農地拡張は最低面積を免れる。

第6節 測量と細区分

第54条 測量と区画割の業務は、有資格の技士のよって実施される。

- 第55条 実施技士は、区画割の実践には、区画は可能な限り川境界とするために、前以て水の流れを明確にする。同様に、森林の面積と種類及び土地内の構築物を報告書に明確にししながら、公道及び土地の基本的な起伏を明確にする。
- 第56条 測量と区画割の処置は、国の該当技術事務所の前以ての意見で農村福祉院によって許可される。
- 第57条 実施技士は、事例毎に農村福祉院が通告する書類にて処置する。
- 第58条 測量と区画割の業務は、次の条に定められる基準にて全体計画に従属する。
- 第59条 農業－畜産農場型並びに農業－林業型入植地は、次の区画に区分される。
- a) 市街地とは、1区画1ヘクタールを4敷地に区分し、最低25メートルの幅の街路で分けられたものであり、この区画には官公建物のための敷地を、及び野菜畑とスポーツグラウンドをもつ小学校のために2区画までを、そして公共広場のために1区画かそれ以上を留保される。
 - b) 準市街地とは、0,5ヘクタール以上の農業用区画に分割されたものである。この区画には、公園および飛行場のため適切な面積を留保される。
 - c) 入植地とは、1区画を20から50ヘクタールに区分されたものである。
- 第60条 農村福祉院は、その事例毎に市街地の位置と面積を定めるものとする。
- 第61条 住民の中核地区をもつ農村の土地は、正式最低以下の面積の区画に分割することはできない。小さい区画は再編成される。その場合第10章第3節零細農地の規定が適用される。
- 第62条 農村福祉院は、共同体の使用のために土地の自由裁量を許可し、その特性に合った、ある面積の牧野または森林を充てることができる。

第11章 公営入植地における区画入札制度

第1節 土地所有者の権利

- 第63条 (翻訳者注：この条、欠落)
- 第64条 公営入植地の測量と区画割の処置の許可は、農村福祉院はこの法令に定める基準に従って当事者の申請による、区画の裁定に始まる。
- 第65条 この法令の受益者は、少なくとも1区画の農業用地の権利を有する。牧畜用区画は、

存在する土地の許容量に従って裁定される。

第66条 農業－畜産農場型、農業－林業型入植地の各々受益者は子供の数、労働及び生産能力によって100ヘクタールの面積までの区画を取得することができる。

第67条 牧畜型入植地並びに小農園は、各受益者は1区画以上は裁定されない。しかしながら小農園1区画の取得者はその上に農業用区画または牧畜用を50条及び60条に定める最大限度面積まで取得することができる。

第68条 散在する農業用または牧畜用区画の同じ受益者に、正式に許容された最大面積にするため裁定することはできない。

第69条 散在区画の所有者の場合、農村福祉院は、当事者の申請により、1ヶ所に纏める目的で同等の交換を許可することができる。

第70条 農村福祉院により裁定される全ての区画は、前以て測量並びに境界の設定せねばならない。

第71条 いかなる受益者でも、この法令で許可された面積以上の土地を、本人によっても仲介人によっても取得することはできない。

第2節 土地の受益者の義務

第72条 土地を裁定することは、受益者に、本人またはその家族がその土地で働き生産する義務を発生させる。

第73条 土地の取得者は、次に掲げる義務を負うものとされる。

- a) 取得後、直ちに土地の耕作または開発のための準備の仕事を始める。
- b) 取得後6ヶ月以内に住宅を建設する。
- c) 農村福祉院によって定められた計画に従って合理的で前進的な方法で土地を開発する。
- d) 耕作のため必要な区域を柵で囲むか針金を張って囲む。

第74条 入植地の土地取得者は、この法令の制度に従わされる。その他、土地代支払いの賦金を納入する。土地の賦金額で算出して年間その4%を超えない金額を供出する。この項目にての徴収金は、全体の災難の場合、農牧活動における偶発事故に対し、この法令の受益者を補償するために充てられる基金として貯蓄される。

第3節 必要条件

- 第75条 農業用区画を取得する当事者は次の事項を正当化せねばならない。
- a) 善行であること。
 - b) 65歳以下であること。
 - c) 農業に直接、常時そして完全に従事すること。
 - d) この法令の第66条にて定めてある最大面積の2分の1以上の面積をもつ農業用地の所有者でないこと。
- 第76条 牧畜用区画の申請者は、次に掲げる必要条件を満たさねばならない。
- a) 善行であること。
 - b) 60歳以下であること。
 - c) 牧畜に直接、常時そして完全に従事すること。
 - d) 該当する事務所の登記した家畜の印をもつこと。
 - e) 次の土地所有者でないこと。
 - 1. 東部地区、第50条に定める最小面積以上の牧野の所有者。
 - 2. 西部地区、第50条に従って定める平均以上の面積をもつ牧野の所有者。
- 第77条 小農園区画の申請者は、次に掲げる必要条件を満たさねばならない。
- a) 善行であること。
 - b) 70歳以下であること。
 - c) 小農園の開発に直接に従事すること。
 - d) 他の小農園の所有者でないこと。
- 第78条 第75条d)項並びに第76条e)項の場合、この法令が許可する最大面積に到達するまで、土地の拡張を受益者に裁定することができる。

第4節 優先権

- 第79条 土地裁定は、次の優先権順位にて実行される。
- a) 土地を平和的占有し耕作している者。
 - b) その他、次の要因を考慮に入れて、より高い適格性を持つこの法令の受益者。
 - 1. 扶養義務のある家族の数。
 - 2. 農牧業活動による利点。
 - 3. チャコ戦争の元戦闘者の資格。
 - 4. 帰国者の資格。
 - 5. 一般教育の程度。
- 第80条 同じ区画に2人またはそれ以上に占拠者がいて、区分が難しい場合は、優先権は最初の占有者にある。占拠者の順序に疑問がある場合は、より価値の高い建造物の持つ者へ裁定される。

第81条 前条の事例によって立ち退く占拠者は、その土地を取得した者にて、農村福祉院によって示される慣例査定に従い所有する建造物の価値により賠償される。その上に、立ち退きのため万全を期した期間を与えられる。

第5節 支払と地券

第82条 農村福祉院は、この法令の受益者に、15年間までの土地代の分割払いの利便を与える。一括現金払いの受益者には、総額の15%の割引きを行う。購入者は、何時でも規則に定められた方法で土地代の償還を行うことができる。

第83条 価格は、次の場合に未払いの賦金に関して修正することができる。

- a) 道路の建設または舗装、鉄道の建設、運河の開設、水道の建設等の公共事業に起因する騰貴の場合。
- b) 取得者の賦金支払いが2回分以上遅滞した場合。

期限前償還した賦金は、a) 項の場合には、事業の建設されるまでの価格に関連して、b) 項の場合には、遅滞後の最初の支払い期日に有効な、土地代支払いに比例して適用される。

第84条 遅滞した取得者は、遅滞賦金にたいして年間1%の懲罰利息を納入せねばならない。

第85条 合理的に開発されていない及び2回分続けて賦金の支払いをしていない土地の取得者は、農村福祉院により裁判によって強制執行されることができる。不可抗力による場合は除く。

第86条 合理的に開発されていない及び2回分続けて賦金の支払いをしていない土地の取得者は、次により制裁を受ける。不可抗力による場合は除く。

- a) もし、地券をまだ発行していなければ、農村福祉院は再び土地を受け取り、他の占有していない受益者に分譲することができる。占有者側に関しては、農村福祉院が再定住または立ち退きを決議するまでは、遅滞取得者は月極めの借地人となる。
- b) もし、地券を発行していれば、それを再び農村福祉院の名義に移転しなければならない。もし、それを拒否するときは裁判による手続きを取る。

どちらの場合にも農村福祉院は、前以て該当者の参加にて鑑定を行い、土地内に作られた恒久的建造物に対する賠償の方法を定めねばならない。

第87条 前2条項の条文は、分譲決議の証書並びに支払いが期限にある場合に地券に転写される。

第88条 農村福祉院は、土地代の全額を納入した受益者に地券を渡す。また、実施する機会と

条件を定めて、同様に支払残額に保証を要求して、完全に納入していない者にも渡すことができる

第89条 地券は、農村福祉院の農地登録所に登記し、並びに発行5年後よりの国内税制の目的で不動産税務局に登録して、特別な様式にて発行される。不動産総登記所への登記するためには、受益者は地券に土地代の完済証明書、または未完済の場合には農村福祉院の要求する保証を充たした証明書を添付せねばならない。

第90条 農村福祉院にて渡された地券は、不動産総登記所に一度登記した公正証書のように、完全な公式効力をもつ。

第6節 無償取得

第91条 農村福祉院は次の場合に不動産を無償にて渡すことができる。

- a) この法令の規定に従って働くための能力に最低30%の欠損を持つ、全てのチャコ戦争の廃疾者または不具者に40ヘクタールまでの区画地。
- b) 扶養の義務のある7人またはそれ以上の未成年の子をもつ全ての家長に、20ヘクタールまでの区画地をわたす。

第92条 農村福祉院は、小学校、教会及びスポーツグラウンドに必要な敷地並びに官公事務のために要求される土地の区画の地券を無償で渡す権限がある。

第7節 市街地敷地の分譲

第93条 農村福祉院は市街地区分の敷地を次のとおり裁定する。

- a) 無償の地券を入植地区画の所有者または取得者であるこの法令の受益者に。
- b) 有償の地券を入植地区画の所有者または取得者でない者に。

第94条 市街地敷地の所有権は、取得者の常住宅の前以ての建設に従属している。

第12章 農地法の非受益者への、入植地外の土地 及び大区画地の分譲

第95条 占有または非占有の入植地を形成していない土地は、この法令の受益者でない者に、希望者の経費負担で前以て行政測量を行い、入植地区画の最大面積に同じ面積まで、分譲のためにこの法令で規定する必要条件を順守し、分譲することができる。

第96条 行政府は、農村福祉院の請願にて、この法令の受益者でない者に、入植地区画のために定めた最大枠を超過する面積の国家資産の土地の分譲を許可することができる。

第97条 農村福祉院は、私営入植地分譲者に、入植地計画の達成に必要とする土地の区画を分譲することができる。同様に行政府の前に同目的のために収用した私有地の開発を処理することができる。

第13章 私営入植地

第1節 入植地の創設の主導性

第98条 私営入植地分譲に従事する全ての個人または企業は、農村福祉院に登録せねばならない。そして、本部はアスンシオンに設立される。

第99条 農村福祉院は、私営入植地が農村福祉院の目的を達成するように援助する。

第100条 農村福祉院は、入植地開設のため所有者の処置にて私有地を契約により担当することができる。

第101条 全ての場合に、私有地を入植地とする入植地分譲企業は、前以て農村福祉院に基礎と条件の承認を請願する。

第102条 私有地を入植地にしたい所有者または入植地分譲企業は、次の事項を明記した申請書を農村福祉院にする。

- a) 入植地の計画。
- b) 入植地の類型。
- c) 不動産の土壌学的状態。
- d) 位置と面積。
- e) 配置出来得る交通路。
- f) 土地区画割計画。
- g) 区画地分譲の価格と条件。

申請書には所有権の証書並びに土地がしかるべく測量されていること及び担保に入っていないことの証明を添付する。

第103条 農村福祉院は、入植地開設の申請に対して30日以内に決定を宣告し、所有者または企業は申請を承認されてより90日以内に業務を始めるものとする。

第104条 私営入植地の入植分譲地及び市街地は、公式入植地のために定められた司法制度に同様に従うものとする

第105条 私営入植地は、次の免税を享受する。

- a) 入植地に裁定された区画の不動産税は、裁定され時から5年間、免除される。

b) それに該当するときに、資本の合併を決める特別法令による税。

a) 項の実行には、関係税務事務所は、入植地に該当する不動産と裁定された区域が同一であることを明らかにした農村福祉院の証明書を請求する。

b) 項を適用する場合は、当事者は、農村福祉院の調整にてそれぞれの法令で定められた手続きに従う。

第106条 農村福祉院は、農村不動産の所有者へ入植地計画を遂行するために第1位抵当権を設定して融資を行うことができる。

第107条 私営入植地は、農村福祉院の監査及び監視に束縛される。

第2節 入植地として可能な土地。

第108条 農村福祉院は、植民地政策の実行のために、所在位置と土壤状態にて、合理的に開発されていない適した土地を入植地向きと宣明することができる。

宣明は、経済開発に適するか定める目的にて、地域の気候、土壤、水、地形及び交通便等の条件定めるため全ての技術調査を先に行う。

第109条 農村福祉院によって入植地向きと宣明された私有地は、その所有者によって入植地とすることができる。

宣明され、農村福祉院の計画に従い、もし入植地に直ちに必要とされるなら、農村福祉院は、90日以内の私営にて実行できるか否か表明するように該当所有者を召喚する。

第110条 所有者または企業家は前条に定める期間に続く90日以内に入植地の準備業務を開始する。

第111条 第109条に規定する90日の期限を経過し、無回答またはもし拒絶されたら、農村福祉院は、購入または交換、もしくは不動産の収用を申請する事ができる。

第3節 入植者の保護の基準

第112条 入植地を開設するために測量し区画割された私有地は、農地登記所に登記され、農村福祉院の許可なしには第3者に移譲することも賃貸しすることもできない。既に裁定された区画は入植地分譲者の負債によって抵当にいれることも、差押さえの強制執行もできない。

第113条 農村福祉院は、入植地分譲者の請願により、または義務の遂行に無能力または不可能な事を確認されれば、私営入植地の業務を代位することができる。後の場合には、農村福祉院は土地収用に訴えることができる。

第4節 制 裁

第114条 この法令の規定に違反する入植地計画を実行する入植地所有者または企業は、不動産税納入のための国庫評価額の50%までの罰金を、次に定めるように、課せられる。

- a) 全ての入植地計画に該当する違反の場合、不動産の評価全額に対して。
- b) もし違反が部分または区画地のみに限られる場合は、その該当部分の評価額に対して。

罰金は、それに応報できるまたはさせる義務の不履行に対する責任性を妨げる事なく行われる。

第115条 前条に関連する罰金は、違反の程度に従って加減される。

第14章 公私営入植地の責任者

第116条 開設された入植地は、公営でも私営でも、管理者によって統治される。公営入植地の管理者は農村福祉院によって任命され、私営入植地の管理者は農村福祉院の認識を得て入植地運営企業によって任命される。

第117条 この法令に関連のある公営並びに私営入植地の管理者の義務と権限は、農村福祉院によって決定される。

第118条 入植地の管理者には、行為の無効及び免職を警告して、入植者と商業取引並びにその他の契約を交わすことを禁じる。

第119条 50家族以上が定着している全ての公営または私営の入植地は、その必要性に従って、次に掲げる官憲、業務、官公事務所を任命、開設する。

- a) 入植地の管理者。
- b) 市政組織法の規定に従って、入植者の中で特徴をもち任命さ、農村福祉院により提出された3名の正構成員で構成する教区会議。
- c) 警察。
- d) 判事事務所および戸籍登録事務所。
- e) 小学校。
- f) 保健所。
- g) 郵便局。
- h) 電話局。

i) 納税事務所。

第120条 管理者と教区会議は、全てを整然とするため、特に入植地の経済を組織するため活動を調整する。そして、前条に関連する業務に協力する。

第15章 賃貸借、小作並びに会社業務

第121条 土地の間接的な開発に関連する全て契約は、賃貸借であれ会社業務であれ、この法令の規定に従属される。

第122条 前条に関連するところの契約は、書類によって形成される。

第123条 賃貸借契約書及び小作契約書には次の事項を明記する。

- a) 開発のために渡す土地の面積。
- b) 承諾されたヘクタールあたりの賃貸料または生産物の割合。
- c) 契約の継続期間。
- d) 契約終了時に所有者が賠償せねばならない借地人または小作人が持ち込むところの必要とする建造物。

第124条 賃貸借の年間賃貸料は、現金そしてヘクタール当たりで定められる。いかなる場合でも賃貸区域の指定された国庫評価額の12%を超すことはできない。

第125条 いかなる場合でも、賃貸料の前払いを強要することはできない。

第126条 所有者が賃貸料を受け取らない場合、借地人は最も近い農村福祉院の支局の、遅滞を避けるため、委託でその金額を預けることができる。

第127条 小作契約において所有者の受取分と定められた生産物の割合は、20%を超すことはできない。

第128条 第122条d)項に関連する建造物は、双方合意の上で定めた、契約目的の不動産を所有者に返還する時点での評価額の現金にて賠償される。もし不一致の場合、農村福祉院の仲介で、鑑定人の見積もりに訴える。

第129条 農村不動産の所有者は、土地の他に農業機具、種子その他、生産のため不可欠な手段を持ち寄り、土地の直接開発を第3者に委譲して、会社業務の方式の下で生産することができる。

第130条 会社業務の契約書には次の事項を明記する。

- a) 開発に委譲する土地の面積。

- b) その他所有者の持ち寄り資産。
- c) 会社業務の責任の仕事。
- d) 実行する生産計画。
- e) 当事者間の生産物または利益の配分に関すること。

第131条 会社業務の契約における土地の所有者の受益比率は、いかなる場合でも50%を超えない。

第132条 借地人、小作人または会社業務の受託者は、もし譲渡または入植地にする場合に、働いている土地を取得する優先権を持っている。

第133条 賃貸借、小作及び会社業務の下請け契約は禁じられる。

第134条 賃貸借、小作及び会社業務の全ての現存の契約は、書類によるものでも否でも、この法令に調整する、並びにこの法令に反する条項は無効と考えられる。

第16章 農村不動産の制度

第135条 契約による借地人または小作人でない国有地または私有地の平和的で誠実な占有を行う者は、その家と畑の面積の年々の借地人同様に考えられる。

第136条 どのような証書の私有農村不動産への平和的で誠実な占有者の対する立ち退き要求の開始のため、所有者は、双方の合意を求める目的にて農村福祉院の調停を要求する。院が調停開始より60日以内に何らかの解決の到達しない場合、所有者は裁判に訴えることができる。判事並びに裁判所は、この条に示してある手続きが終わったことの確認なしでは如何なる立ち退きの裁判を進めることはできない。

第137条 この法令の受益者にて取得した最小面積の農業用区画の所有地は、
a) 共有責任に由来する融資の執行の場合には、差し押さえされない
b) 譲渡できない。農村福祉院が許可した場合は除く。

院の前以ての許可なくは、賃貸借も小作に出すこともできない。

この拘束は、受益者が土地代を完済してより10年にて終わる。

第138条 区画地の取得者は、農村福祉院の前以ての許可にて、裁定の緊急の権利でこの法令の受益者である第3者に販売、担保、移譲または併合することができる。

第139条 この法令の第136条及び第137条に定めてある所有権の拘束並びに限界を免れる目的をもった全ての証書の条項は、どのような概念であっても無いの等しい。

第140条 この法令の規定に従って取得した市街地及び入植地の区画地並びに土地の区画は、次の状況をによって農村福祉院の許可にて抵当権設定が出きる。

- a) 不動産の建造物のために使う抵当権設定貸付金。
- b) 院の査定による評価額の50%以下の貸付金。
- c) 年賦金とできる元本及び利息の支払い。
- d) 不動産の年間生産量の50%を超さない賦金の金額。

第141条 前条に規定される条件にて締結した抵当権設定の負債の強制執行の場合は、農村福祉院は、債権者の権利と行為を代位して、負債の償還を手続きを行うことができる。

裁判は、院に15日前に通知を前以て行わずには、開始することはできない。

第142条 抵当権者の権利と行為を代位して農村福祉院は、前条の処置に従って債務者の状況を熟慮し、負債、利息及び裁判の経費の支払に新しい期間をあたえる。不履行の場合、院は強制執行をできる。

第143条 この法令の規定に従って農業入植地の区画地及び区分地の所有者は、次に掲げる場合所有権は失効する。

- a) 第72条及び第73条に規定された違反によって。
- b) 引き続いて2年間、全面積の土地を無効果にすることによって。

この場合に続けられる処理は、この法令の第85条に定める処によって行われる。

第144条 農村福祉院の資産である土地の区画地は、この法令の受益者に裁定される。所有権証書を渡してから5年間は不動産税納入は免除されている。

第145条 農地登記所並びに所有地中央登記所は、この章に規定される拘束によって影響された土地についての譲渡の登記は行わない。

第17章 土地収用

第146条 次に掲げる私有地は、社会利用を宣明して、収用にされる。

- a) 合理的に開発されていない土地で、農牧入植地の形成の適した土地。
- b) この法令の第8章、第2節の規定に従って、入植地向きと宣明された土地。
- c) 法令622号1960年8月19日付、事実上の入植地及び住宅地に関する法令にて適応される安定した住民の定着に役立つ土地。
- d) 平和的に誠実に占有している十分な数の法令622号1960年8月19日付にて要求するより占有期間が短い住民で、社旗的問題解決のため必要とされる土地。
- e) 国立公園並びにインディオ居留地のために充てられる土地。

f) この法令の第11条によって適応される事例に含まれる土地。

第147条 財政的な可能性または土地の自由裁量性に従って農村福祉院は収用の執行前に、所有者に購入又は交換で、社会利用に宣明された不動産の取得を申し込む。

第148条 購入または交換によってでも収用を選ぶなら、農村福祉院は前以て次に掲げる処置を遂行する。

a) 所有者へ通知。

b) 土地のその所在地と土壌条件が農牧入植地として適しているか確認する。

c) 収用しようとする地域の社会問題の存在と流布の確認する。

d) この法令に規定する条件に従って、入植地にするかまたは占有者に直接譲渡するか同意を必ず90日以内に表明させるために不動産の所有者を召喚する。

所有者が不明または住所が不明の場合、通知及び召喚は、代理権登録の前以ての報告で、土地に在る地域及び首都圏の新聞2紙に30日間に亙り公布し召喚する。

この手続きを遂行したら、院は不動産の収用を申請する。

第149条 不動産の所有者が社会的問題を解決するために入植地とするかまたは占有者に直接譲渡することになり、そして、その経済状態にないとき、農村福祉院はその財源の許容する範囲で援助する。

第150条 第148条に規定する処置の結果で、行政府は、農村福祉院の申請にて、この法令に規定する憲法資格の基礎の上で土地の収用を決済することができる。

第151条 行政府は、農村福祉院の申請並びに共同秩序の問題で延期できない解決をする必要がある場合、収用する土地に即刻の占有をさせることができる。この場合、収用は必ず90日以内に正式なものにしなければならない。

第152条 もし所有地の部分的収用の結果、残りの部分が開発の価値を相当に失うなら、所有者は購入またはその交換、それとも不動産全ての収用を要請する権利を有する。農村福祉院はそれぞれの事例を考慮し、行政府に、この法令に従ったところの解決を助言する。

第153条 収用した土地にいる第3者の活動は、賠償金にて代位する。その土地において形成している賃貸借契約は自動的に解消されとする。

第154条 収用土地の価格は、次の方法にて定められる。

a) 占有されていない土地の場合、その地域及び不動産税納入のための国庫評価額にて最近2年間に実施された売買取引での、建造物のない、土地価格の平均を取る。

b) 平和的占有された土地の場合、最近15年間の国庫評価額の平均額を取る。同様に

所有者によって持ち込まれた建造物の価格は、もし在る場合、一方は所有者にて、他方は農村福祉院によって任命された2名の鑑定書の平均にて定める。合意に達しない場合は、これらは第3者を指名して処理される、もしそれができない場合、任命は民事法廷第一審の判事によって行われる、任命は民事及び商事訴訟手続法の裁量に従って拒絶することができる。

第155条 控訴を容認しない土地の決定価格は、常に評価は前条の規定に従って行われる。もし、反対の場合、当事者は会計検査院に訴え出る事ができる。

第156条 農村福祉院は次によって収用を決定する。

- a) 年間予算の該当勘定及びそれぞれの融資の比例配分の負担にて。
- b) 分割造成および管理経費を減じた、適切な土地の売却にて生ずる融資の支払いに関連して。

賠償金は、院に収用する目的で名義移転された日から数えて、10年の期間で完済せねばならない。完全に受け取らずにその期間が経過したり、または期日到来の2年分を累積未払いの場合、収用された不動産の所有者は、期日到来分の受取に該当する裁判行為を妨げずに、受け取っていない残額の価格の調整を要求する権利をもつ。

第157条 収用された不動産は、単に収用の決議書の真正な写しの提出により、政府主任公証人によって農村福祉院名義の公正証書にされる。もし、収用された不動産の所有者が名義移転を拒否した場合、院は民事法廷第一審判事へ、義務の履行を10日以内に開始するように訴え出られる。定められた期間内に実行しないとき、判事は名義移転の手続きをとる。

第158条 農業、牧畜、林業または混合の無差別とできる定住地に定着者が存在する場合には、合理的な開発の社会経済機能を遂行する不動産と考えられる。これらの恒久的な建造物は、少なくとも土地の国庫評価額の50%の額を表す。

第159条 この法令にて取得した土地は、次の場合の公式利用の要因にて収用することができる。

- a) 中心市街地の創設もしくは拡張。
- b) 交通路の建設および飛行場。
- c) 水利事業の建設。
- d) その他、特別法で定める内容。

第18章 国有地の剰余分の回復

第160条 個人による国有地の横領は、農村福祉院に対し告発することができる。これは司法測量の審理に相応する訴えである。これに係る経費は告発者の負担となる。

第161条 告発者は、常に告発を正式に確認されて、農村福祉院が定めた超過分の評価額の50%を受け取る権利を有する。

もし超過分の存在が確認されたなら、前述の比率の支払い並びには、測量と裁判の経費の償還横領者の責任になる。

第162条 土地の剰余分は、司法測量を実施した後で、院の目的に最も有利な側の一つは、私的な不動産の開発の価値と統一の可能性を維持しながら、農村福祉院によって位置を定められる。

第163条 もし告発者が第3者であるならば、超過分を購入取得のための優先権を有する。常にこの法令の受益者であるならば。

第164条 もし告発者が国庫超過分の存在の確認をした不動産の所有者であれば、農村福祉院へ5年分までの賃貸料を納入する。並びに超過分を購入取得の優先権を有する。

第165条 測量の審理が6ヶ月以上、告発者の原因となりうることで、放棄または停滞した場合、農村福祉院はその責任にて審理を継続することができる。その場合、告発者は告発物件の評価額の単に25%の権利しか有しない。

第166条 農村福祉院は、国庫超過分の存在が推定されるいかなる不動産の測量の審理を民事第一審裁判所に対し公式に訴える事ができる。超過分の存在を確認する場合、第162条の規定を適用し、横領者は院に5年分までの賃貸料を納入し、そして裁判の経費を償う。

第19章 相続制度

第167条 この法令で取り締まる区画地所有者の遺言なし相続の場合、1954年9月6日付法令236号の処置に従って、配偶者に該当する権利を妨げずに、遺産についての権利は、相続人に譲渡される。民法に定められた秩序と機会での女性の民事権利にて、この法令の受益者でないものを除外し、これらは共同相続人によって、相続の配当分の極限まで賠償される。

第168条 もし、遺産の分配分が認可最小面積より小さい区分の結果となった場合、判事は、この法令に一致する区画の裁定が可能なように随意の合意を奨めるために相続人達を招集する。

相続人の間で合意に達しないとき、判事はこの法令の第78条に定める優先権の順に1名または複数の相続人への裁定を処理する。

第169条 もし相続人がこの法令の受益者でない場合、不動産は、取得時の実際評価額を支払って農村福祉院によって獲得されることができる。その結果で、不動産はこの法令の受益者へ公開入札にて販売される。

第170条 第167条及び第168条に事例にて不動産を取得した1名または複数の相続人は、共同相続人への負債の長期支払のため便宜を申請することができる。農村福祉院によって金額および不動産の生産能力、同様に相続人の数に留意して、期間は定められる。

第171条 遺言による相続は、遺言者は、その資産を常にこの法令の規定に違反しない分割及び裁定の処理をできる。

第172条 第167条及び第168条に規定する権利の譲り受ける者が不在の場合、遺産の所有権は農村福祉院の資産に移る。この場合、農村福祉院は、その権利を有効にするため相続裁判にて始めるまたは調停する。

第173条 この章に関連する相続裁判の手続きは、常に次に掲げる事項以上でない遺産は、不動産の在る地域の判事があたることができる。

- a) 20ヘクタールまでの不動産。
- b) 機動力のない農業機具、備品及び家庭の什器備品。
- c) 役畜。
- d) 鶏または他の家畜。

もし相続財産を残した者が他の資産を残していたら、その上に数多くあれば、唯一民事第1審の主務判事がおこなう。この論争は親子関係の要求が唯一である。

第174条 相続裁判の適切な状態にて、農村福祉院はこの法令の規定を遂行させる側である。

第175条 この法令に反対の全ての法令および政令、並びに特殊政令120号、1940年2月29日付は廃止せよ。

第176条 行政府に通達せよ

代議員議会の会議室にて1963年3月6日に裁可する。

J. エウロヒオ エスティガリビア
代議員議会議長

ペドロ ガウト サムディオ
議会秘書

アスンシオン、1963年3月29日

アルフレッド ストロエスネル 署名
エスキベル ゴンザレス アルシナ 署名